

傷病手当金の申請について

傷病手当金とは

被保険者が業務外の病気やケガで仕事を休み、給与等が支給されない時には、被保険者の生活を守るために、休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給されます。これを『傷病手当金』といいます。

なお、業務上あるいは通勤途中の事故や災害により病気やケガをしたときは、労災保険の扱いになります。また交通事故などの場合には、その補償をするのは、原則加害者になりますので、その際は健康保険組合にご相談下さい。

支給の条件について

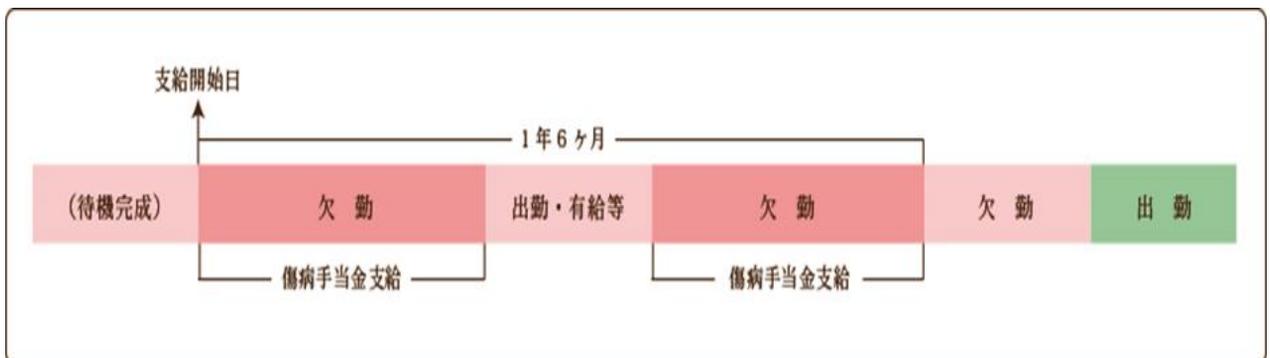
傷病手当金の支給を受けられるのは下記の全ての条件に該当した時です。

- ① 病気やケガのために療養中のとき
- ② 療養のために仕事につけなかったとき
- ③ 3日以上連続して休んだとき
- ④ 給与等が支給されないとき



支給される期間について

傷病手当金が支給される期間は、支給開始日から1年6か月です。途中で具合が良くなって出勤した日があっても、支給開始日から1年6か月を超えた期間については支給されません。



支給額と支給調整について

傷病手当金の支給額は休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額と決められています。休業中に事業主(会社)から報酬が支払われている場合は、傷病手当金の額を下回るときにその差額が支給されます。

(有給や諸手当の一部支給の場合も含みます)

障害厚生年金、老齢退職年金、他制度において生活保障を受けている場合も同様です。

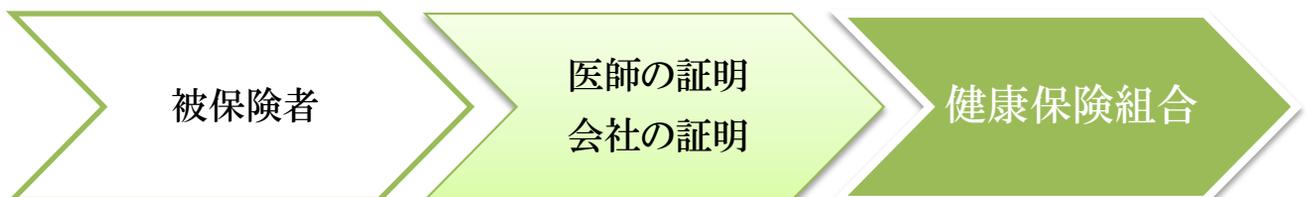
内容審査について

申請書を提出すれば必ず支給される訳ではありません。

①疾病・負傷の症状、②医療機関への受診(投薬)状況、③過去の傷病手当金の受給状況等により、必要に応じて被保険者・医師に照会させていただき、支給可否について適正に判断を行います。健康保険組合が、支給妥当でないと判断した場合は支給されません。

傷病手当金 申請書提出についての注意点

- ① 傷病手当金は給与に代わり支給されるものです。原則1か月ごとに申請して下さい。
- ② 申請書はまず本人部分を記入して、医師による『労務不能』の証明と事業主による報酬関係の証明を受けて提出して下さい
- ③ 医師による証明は、請求期間経過後に受けて下さい。



Q 傷病手当金が支給される意味合いは？

A 被保険者が、療養に専念するために労務が出来ない状態で、かつ給与が支払われない時に、生活保障として支給されます。
主目的は被保険者が安心して、早期に労働力を回復することです。

Q 請求に時効はありますか？

A 健康保険の現金給付を受ける権利は、受給する権利を取得した日から2年を経過したときに時効により消滅します。

Q ケガは治ったものの障害が残り労務不能となりました。この場合傷病手当金は支給されますか？

A 労務不能であっても療養のためではないので不支給となります。症状が固定し、障害等級表に該当する場合には、障害基礎年金あるいは障害手当金(一時金)が支給されます。

Q 傷病手当金受給中で、主治医に『軽い仕事ならしても良い』と言われました。支給はどうなりますか？

A 本来の業務には服せないという意味合いから、労務に服せない状態と言えますが、出勤状況や給与支給状況などで改めて支給判断します。

Q 傷病手当金の申請時期はいつが良いの？

A 会社の補償内容等をよく確認して、ご自身で判断して下さい。
傷病手当金には支給期間があり、同傷病(関連性のあるものを含む)に対して一度しか支給されないことを考慮してご判断ください。